



環境第 437 号

平成7年2月1日

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽 殿

大阪府知事 中川



環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）

標記計画の策定に当たり、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）
第9条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

平成6年4月に施行された大阪府環境基本条例では、第9条において、豊かな環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱などを掲げた環境総合計画を策定することとしております。

本府におきましては、都市・生活型公害の解決や地球環境問題への貢献などの新しい課題に対応するため、2025年を見通しつつ、2001年度（平成13年度）までを計画の期間とする新環境総合計画（NEW STEP 21）を平成3年9月に策定し、環境施策の総合的な推進に努めております。

一方、この計画の策定以降、平成4年6月の地球サミットにおけるアジェンダ21の採択など、地球環境の保全に関する世界的な取組が進展しております。また、我が国においても、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x法）の公布（平成4年6月）や平成5年11月に施行された環境基本法に基づく環境基本計画の策定（平成6年12月）など、環境についての取組が進展しております。

このような状況を踏まえ、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づく環境総合計画について、新環境総合計画（NEW STEP 21）を見直し、早期に策定する必要があると考えております。

つきましては、この計画策定に当たって、長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考え方など基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。